

スマートチャージ契約約款

第1条 目的

本契約は、エプソン販売株式会社（以下、エプソン）および東京センチュリー株式会社（以下、TC）がご契約者様（以下、お客様）に対してエプソンのスマートチャージを提供し、これに対する料金をお客様にお支払いいただくことを内容とする約定事項を定めることを目的とします。

第2条 定義

本契約で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとします。

(1) 本サービス

本サービスとは、本契約に基づき、TC がお客様に対して契約要綱のエプソンブランドの機器ならびに周辺機器（以下、総称して本機械）を貸与してお客様の使用に供し、エプソンがお客様に対して正常かつ良好な状態で本機械を使用できる環境と保守を提供する「エプソンのスマートチャージ」をいいます。

(2) 料金

料金とは、契約要綱の「スマートチャージ料金表」に定める基本使用料金、超過従量料金およびその他料金をいいます。

(3) 販売店

販売店とは、本サービスの取扱いを認めたエプソンの業務委託先をいい、本書に定めます。エプソンは、販売店に対して本サービスの業務（契約窓口、料金回収、検針、保守サービス等）を委託することができ、お客様はこれに同意します。

(4) 保守サービス

保守サービスとは、お客様が本機械を正常かつ良好に使用できるよう、次号で定める保守サービス会社が以下のサービスを提供することをいいます。

①お客様からの要請に基づく本機械の故障、不具合にかかる修理、調整作業

②本機械の消耗品（エプソン所定の消耗品をいい、用紙は含まない。以下、本消耗品）の供給。なお、本消耗品の交換作業は保守サービスには含まず、お客様が行います。

③保守サービスの過程で本機械から取り出し、交換する部品等（以下、交換部品）の供給、交換、回収作業

④保守サービス会社の判断に基づく本機械の点検、整備、調整作業

(5) 保守サービス会社

保守サービス会社とは、保守サービスを実施するエプソンまたはエプソンの業務委託先をいい、契約要綱の「保守サービス会社」に定めます。エプソンは、お客様に通知することにより、本契約締結後に保守サービス会社を変更することができます。

(6) サービス対象品

サービス対象品とは、本サービスによりエプソンまたは TC がお客様に貸与する本機械、本消耗品、交換部品を総称しています。

(7) グループ割引、グループ割引アドバンス

グループ割引とは、お客様が本サービスの契約を複数台で行う場合に契約要綱の「スマートチャージ料金表」に定める基本印刷枚数を複数台でまとめて計算し、分け合うことができるものです。エプソンが別途定める条件を全て満たす場合にのみ利用することができます。さらに、エプソンが指定した機器を組み合わせた場合、基本印刷枚数を分け合うことができることに加え、基本印刷枚数を超過した際の超過従量料金に契約機種内の最安値が適用されるものをグループ割引アドバンスといいます。グループ割引アドバンスで最安値が適用される機種が契約終了した場合、超過従量料金は他の契約機種内の最安値が適用されることになります。なお、グループ割引もしくはグループ割引アドバンスを新たに追加契約する際に登録する請求先情報が、既設契約の請求先情報と異なる場合は、既設契約の請求先情報が、追加契約した際に登録する請求先情報に上書きされます。

第3条 本契約の成立

1. 本契約は、お客様および連帯保証人（ただし、TC が連帯保証人を必要と判断した場合のみ。）が契約要綱の必要事項を記入および捺印のうえ、エプソンおよび TC に対して注文し、エプソンおよび TC が注文内容を審査のうえ承諾したときに成立します。
2. お客様が本サービスの目的および本契約の定めに違反するおそれがあり、本サービスの利用者として不適切な事由があるとエプソンまたは TC が判断した場合、本契約に係る注文を承諾しない場合があります。

第4条 本機械の引渡し

1. TC は、エプソンから本機械を買い受け、第5条第2項に定めるサービス期間にわたってお客様に貸与します。
2. エプソンは、本機械が本サービスの利用にあたり通常備えているべき性能を有していることを保証し、本機械の商品性またはお客様による使用目的への適合性について保証するものではありません。
3. お客様は、本機械の設置完了後、遅滞なく本機械の動作確認を行い、第5条第1項の【契約開始確認書】に記載された契約開始日（以下、契約開始日）をもって本機械の引渡しは完了します。本項に基づく本機械の動作確認において、本機械の動作不良が確認された場合、お客様は、直ちにエプソンに通知するものとし、契約開始日までにお客様からエプソンに対し何ら通知がなかった場合、本機械は正常に動作し、通常性能を備えた状態でお客様に引渡されたものとみなします。

第5条 サービス期間

1. 本機械の設置完了後、お客様およびエプソンは、遅滞なく本機械について本サービスの提供を開始（以下、契約開始）する旨を確認し、その内容を記載した【契約開始確認書】を作成します。なお、当該確認に立ち会ったお客様の従業員等による契約開始の確認はお客様からの授権に基づく有効な確認であり、お客様は当該確認の無効・取消しを主張できません。
2. 本サービスのサービス期間（以下、サービス期間）は、契約開始日から契約要綱に定める契約年数とします。
3. エプソンは、本サービスの提供にあたり必要があるときは、エプソンの判断においてサービス期間中に本機械を同等または同等以上の他のエプソンブランドの機器ならびに周辺機器に取り換えることができます。

第6条 サービス対象品の所有権

1. お客様に貸与するサービス対象品のうち本機械の所有権は TC に帰属し、本消耗品および交換部品の所有権はエプソンに帰属します。
2. お客様は、サービス対象品を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本サービスを利用する目的でのみ使用することができます。
3. 使用済みの本消耗品はエプソンの指定方法に基づきお客様がエプソンに返却します。また、使用済みの交換部品は、保守サービス実施時に保守サービス会社が回収のうえエプソンに返却するものとし、お客様は使用済みの本消耗品または交換部品を無断で処分してはなりません。

第7条 本機械の設置場所

1. 本機械の設置場所は、契約要綱に記載された設置先住所とします。
2. お客様は本機械を前項に定める設置先住所でのみ使用し、設置先住所の変更を希望する場合は所定手続きにより、エプソンにその旨を事前通知し、承諾を得なければなりません。
3. 設置先住所の変更による本機械の移動は、エプソンまたは保守サービス会社が行い、これに伴う費用はお客様の負担とします。お客様は、エプソンに無断で本機械の移動をし、または第三者をして本機械を移動させてはなりません。これにより、エプソンまたは TC に損害を与えた場合、お客様は当該損害を賠償する責任を負います。

第 8 条 サービス対象品の使用、保管等

- お客様は、本契約の定めおよび本機械の取扱説明書等に従って本機械を使用し、これにあたり必要な電源および電気、設備等にかかる費用を負担します。
- お客様は、サービス対象品について、次の各号の事項を行ってはなりません。
 - (1) サービス対象品の分解、損壊、改造、改変等を行うこと
 - (2) サービス対象品の転貸、譲渡、担保権の設定等を行うこと
 - (3) サービス対象品に貼付されている当該機器等が貸与品である旨を表示するシールまたは表示、標識等の除去または汚損等を行うこと
 - (4) サービス対象品を使用して、第三者の著作権等の権利を侵害する、または第三者の利益を侵害する行為をすること
 - (5) サービス対象品を使用して、公序良俗または法令に違反する行為をすること
- 前項各号により、エプソンまたはTCに損害を与えた場合、お客様は当該損害を賠償する責任を負います。
- お客様は、サービス対象品が第三者からの強制執行、その他法律的または事実的な侵害行為を受けないよう、お客様が管理、保管するサービス対象品を保全するとともに、当該事態が発生した場合には、直ちにその旨を、エプソンに通知します。これに加え、お客様は、当該事態について自己の責任と費用において処理、解決し、エプソンまたはTCがサービス対象品の保全のために必要な措置をとる場合、これに必要な協力をします。
- お客様は、サービス対象品に毀損、滅失、紛失、盗難等が生じた場合、エプソンまたはTCが別途定める料金を契約要綱の「お支払方法」(以下、支払方法)に基づく指定会社(以下、請求会社)へ支払います。

第 9 条 本消耗品の取扱い

- お客様は、本サービスの利用にあたり、本機械の品質維持および安全確保のために、本機械の取扱説明書等に示された仕様範囲の印刷用紙を使用しなければなりません。
- お客様は、本サービスを利用する目的にのみ本消耗品を使用し、他の機械への本消耗品の転用、または本消耗品の分解、成分解析等、ならびに第三者への転貸、販売等を行ってはなりません。エプソンは、お客様による本消耗品の不正使用があると判断した場合には、本消耗品を直ちに回収するとともに、本サービスの提供を中止し、本契約を解除する場合があります。

第 10 条 料金の計算

- 料金は契約要綱の「スマートチャージ料金表」と本機械の印刷枚数に基づき、エプソンが次の各号の方法で算出します。印刷枚数の確認作業(以下、検針)は、契約要綱の「検針担当会社」(以下、検針担当会社)が実施します。
- (1) 検針担当会社は、サービス期間にわたって毎月、契約要綱の「検針日」を基準日とし、その10営業日前から基準日までの間で検針担当会社がお客様に対してその都度指定する日(以下、確認日)において契約要綱の「検針方法」により、検針を行います。ただし、サービス期間における最終回の検針は、サービス期間の満了前ではなく第4号に従って満了日以降の日に行います。検針日は、サービス期間中変更することができないものとします。なお、検針によって確認される印刷枚数は、本機械によるコピー・ファクス・プリンター等の出力1面あたりを1枚とし、両面出力の場合は2枚としてカウントします。
 - (2) 料金は、確認日の翌日から翌月の確認日までを1ヶ月とみなし、当該1ヶ月間における請求枚数に応じて算出します。請求枚数とは、直前の確認日における印刷枚数と当該確認日における検針の結果確認された印刷枚数との差数から、当該差数に印刷枚数控除率として3%を乗じて算出された枚数(小数点以下を切り上げ)を控除した枚数とします。ただし、初回の請求枚数については、以下の算式により算出された枚数とします。
【算式】
初回の請求枚数(小数点以下切り捨て) = 初回検針日のカウント枚数 × 契約開始日から初回検針日までの日数 ÷ 契約開始確認書に記載された承諾日から初回検針日までの日数)
なお、印刷枚数控除率とは、本機械の保守サービス時の出力テスト等によりカウントされた印刷枚数、および本機械を使用する際に発生した不良印字、不良コピー等で加算された枚数を控除することを目的として、エプソンが設定した値をいいます。
 - (3) 請求枚数が契約要綱の「スマートチャージ料金表」に定める基本印刷枚数以下である場合には、当該1ヶ月に係る料金は基本使用料金にその他料金を加算した金額とし、請求枚数が当該基本印刷枚数を超過した場合には、当該1ヶ月に係る料金は基本使用料金に当該超過枚数に同表に定める超過従量料金の単価を乗じて算出される超過従量料金およびその他料金を加算した金額とします。
 - (4) 本契約がサービス期間の満了、中途解約、解除その他事由により終了したときは、本契約の終了によりお客様から引渡しを受ける本機械について、検針担当会社が最終の印刷枚数の確認に係る検針を行い、当該検針を行った日を最終の確認日とします。なお、理由の如何にかかわらず、検針担当会社が最終の印刷枚数の確認に係る検針を行うことができない場合、エプソン所定の方法で最終の検針を行い、エプソンは、当該検針結果をもって最終回の料金を算出します。
2. エプソンは、サービス期間中に「スマートチャージ料金表」を改訂する場合、改訂日の30日前までお客様に対して通知を行い、お客様の合意を得たうえでこれを改訂します。

第 11 条 料金の請求および支払

- エプソンおよびTCは、請求会社を通じ、前条に従って算出した料金に法令所定の消費税等額を加算した金額をお客様に請求します。
- お客様は、支払方法に基づき、請求会社を通じてエプソンおよびTCに対して料金を支払います。お客様は、サービス期間中において支払方法を変更することはできません。なお、TCがお客様から提示を受けたお客様の口座情報は、本サービスにおいてエプソンからお客様への返金等が生じた場合に限り、エプソンに共有されます。
- 理由の如何にかかわらず、本契約に基づくお客様の料金の支払債務は、その支払が完了するまで消滅しません。
- 本契約締結後、法律改正により消費税等の税率が変更された場合、法律施行月以降にお客様に請求する料金は、改正後の税率を適用します。

第 12 条 保守サービスの提供

- 保守サービス会社は、本機械に故障または不具合が生じた場合、お客様からの通知により、保守サービスを実施します。
- 保守サービスの実施時間は、原則として月曜日から金曜日(祝日、エプソン指定休日を除く)の9:00から17:30までとします。ただし、保守サービス会社が別途保守サービス実施時間を定める場合はこれを優先します。
- 料金に含まれる保守サービス実施時間外に、お客様の要望により保守サービスを提供した場合、保守サービス会社が定める所定の追加料金をお客様は支払います。
- 前項に加え、保守サービス会社の事業所とお客様の本機械の設置場所との距離が次の各号のいずれかに該当する場合、保守サービスの実施にかかる交通費および宿泊費等の実費等の遠隔地加算料金をお客様に請求する場合があります。
 - (1) 直線距離で50Kmを超えている場合
 - (2) 法定速度で走行する自動車または既存の交通機関を利用して2時間以上かかる場合
 - (3) 船舶または飛行機を利用しないと訪問し得ない場合
- お客様が次のいずれかに該当するときは、保守サービスの全部または一部を中止することができます。当該中止によりお客様に損害が生じた場合でも、エプソンおよびTCは一切責任を負いません。
 - (1) 別に定める支払期日までに料金を支払わなかつた場合
 - (2) 本契約に違反し、相当期間を定めて催告しても違反事実が是正されない場合

第 13 条 保守サービスの対象外事項

次の各号に起因する本機械の故障に対する修理については、保守サービス対象外事項とし、料金とは別に、保守サービス会社が定める修理料金をお客様に請求する場合があります。

- (1) 本機械の取扱説明書等に反する使用方法、取扱い、またはお客様の本機械の取扱い不注意もしくは誤用に起因する故障
- (2) 保守サービス会社以外の第三者による本機械の修理、改造、分解または設置場所の移動作業等に起因する故障
- (3) 火災、浸水、異常電圧またはこれに類する災害に起因する故障
- (4) エプソン指定以外の本消耗品、交換部品または取扱説明書等に定める仕様範囲外の印刷用紙の使用に起因する故障
- (5) 本機械に接続された通信回線、ネットワーク関連機器、コンピュータまたはケーブル等に起因する故障
- (6) 本機械と接続されたコンピュータ等で利用するソフトウェアに起因する故障
- (7) その他、本機械に起因しない故障またはお客様の故意過失に起因する故障

第 14 条 本契約終了時の対応

1.本契約がサービス期間の満了、中途解約、解除その他事由により終了したときは、エプソンがサービス対象品を回収し、お客様はこれを引渡します。
2.お客様は、前項の引渡日までに、本機械に蓄積されたデータを消去しなければなりません。また、引渡された本機械にデータが残存していた場合、データの漏洩等に起因するお客様の損害について、エプソンおよび TC は一切責任を負いません。

第 15 条 中途解約

1.お客様は、解約希望日の 60 日以上前に所定の解約手続きを行い、エプソンおよび TC が合意したときは、本契約を中途解約することができます。
この場合、エプソンは、本契約の中途解約に係る手続きを行います。
2.前項の場合、中途解約日は解約希望月の属する検針日（以下、最終検針日）とします。
3.お客様は、第 11 条に従って最終検針日までの料金を支払うとともに、以下の解約金算式に基づき計算された解約金（以下、本解約金）を、中途解約完了後に支払わなければなりません。
【解約金算式】
最終検針日の翌日からサービス期間満了日までの残契約月数×基本使用料金×90%+法令所定の消費税等額
4.エプソンおよび TC は、請求会社を通じて、本解約金をお客様に請求し、お客様は、請求会社からの請求後 30 日以内に、これを支払います。

第 16 条 期限の利益喪失と契約解除

1. お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、エプソンまたは TC は、何らの催告を要することなくお客様に通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。この場合、お客様は、エプソンおよび TC に対する一切の債務について期限の利益を喪失します。
(1) 本契約に違反し、エプソンまたは TC が相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
(2) 料金の全部または一部の支払を遅延または停止したとき
(3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
(4) 自己の財産について仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、または破産手続、民事再生手続、会社更生手続開始の申立てがあったとき、もしくは清算に入ったとき、あるいは自ら振り出もししくは引き受けた手形もしくは小切手が一度でも不渡り処分を受ける等支払停止、支払不能、電子債権記録機関による支払不能通知もしくは取引停止処分もしくはこれらに準する事由が生じたとき
(5) 連帯保証人が前二号のいずれかに該当した場合において、エプソンおよび TC が相当と認める保証人を直ちに追加しなかったとき
(6) 財産状況が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
(7) 解散、合併、減資、事業の全部または重要な一部の譲渡があったとき
(8) その他本契約の履行が困難とエプソンおよび TC が認めたとき
2. お客様が前項各号のいずれかに該当した場合においてエプソンまたは TC がお客様に対して通知したときは、第 11 条第 1 項にかかわらず、以降の料金その他の本契約に基づく金銭債務の請求は、TC が直接お客様に対して行います。この場合、お客様は、TC が指定する支払条件に従い料金を支払います。
3. 第 1 項に基づき本契約が解除されたときは、お客様は、以下の解除金算式に基づき計算された解除金（以下、本解除金）を支払うほか、お客様に未払いの料金があるときはこれについても支払わなければなりません。また、本契約の解除によりエプソンまたは TC に本解除金を超えて損害が生じた場合には、当該損害についても賠償しなければなりません。なお、エプソンおよび TC は、お客様に対し、それぞれ単独で料金および本解除金につき請求する権利を有するものとします。
【解除金算式】
契約解除日からサービス期間満了日までの残契約月数×基本使用料金
4. 本条の本解除金の定めは、第 9 条第 2 項による契約解除および第 20 条第 1 項による契約解除の場合も同様に適用されます。

第 17 条 免責事項

エプソンおよび TC は、本機械の使用または故障によりお客様に生じた損害および保守サービスの実施等における本機械の使用停止によりお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。

第 18 条 譲渡禁止

お客様は、本契約上の地位および本契約により生じた一切の権利義務を、エプソンおよび TC による書面の承諾なくして、第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保に供してはなりません。お客様が本条に違反した場合、エプソンおよび TC は本契約を解除する場合があります。

第 19 条 報告事項

1.お客様は、商号、代表者、住所等に変更があった場合または合併、組織変更その他資産もしくは事業状態に著しい変動があった場合、直ちにその旨およびその内容をエプソンおよび TC に報告するとともに、書面で通知します。
2. エプソンまたは TC が契約内容に基づき、お客様に対する通知は、原則として以下のいずれかの方法によるものとし、また通知の効力は、通知方法に応じて以下に定める時点で発生するものとします。お客様から前項の報告がない場合も同じものとします。
①書面による通知：お客様の所在地に送達された時点
②電子メールによる通知：エプソンまたは TC が電子メールを送信した時点
③エプソンが提供する本サービスの WEB システムへの掲載による通知：掲載された時点

第 20 条 反社会的勢力の排除

1.お客様または連帯保証人が次の各号のいずれかに該当した場合、もしくは該当していたことが判明した場合は、エプソンおよび TC は何らの催告を要せず、お客様に対する通知により、直ちに本契約を解除することができます。
(1) 自己、自己の役員または経営に実質的に関与する者（以下、総称して役員等）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜団体、特殊知能暴力集団等、その他の反社会的勢力（以下、総称して反社会的勢力）である場合
(2) 役員等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与した場合
(3) 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
(4) 役員等が自らまたは第三者を利用し、詐欺・暴力的行為や不当な要求を行った場合
(5) 役員等が自らまたは第三者を利用し、名誉や信用の毀損、業務を妨害した場合

2.お客様および連帯保証人は、前項各号を確認することを目的として、エプソンまたはTCが行う調査に合理的な範囲において協力を行います。
3.第1項に基づき本契約が解除されたときは、お客様は、第16条第4項に基づき本解除金を支払うほか、本契約の解除によりエプソンまたはTCに本解除金を超えて損害が生じた場合には、当該損害を賠償しなければなりません。また、第1項に基づき本契約が解除された場合において、お客様に未払いの料金があるときは、お客様はこれを直ちに支払わなければなりません。エプソンおよびTCは、第1項により本契約を解除した場合には、お客様および連帯保証人に損害が生じても一切責任を負いません。

第21条 遅延損害金

エプソンおよびTCは、お客様が本契約に基づく支払債務の全部または一部の支払を遅延した場合、支払期日の翌日から完済まで年6%の割合による遅延損害金を請求することができます。

第22条 機密保持

1.お客様、エプソンおよびTCは、本契約において、機密である旨明示の上開示された情報（以下、機密情報）について、機密として保持し、第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、エプソンおよびTCは、お客様の機密情報を本サービスの業務を委託する第三者に対して本契約の履行にあたり必要な範囲において開示することができ、お客様はこれに同意します。
2.エプソンおよびTCは、本契約に基づきお客様から開示された個人情報を適切に管理し、個人情報の保護に関する法律その他関連法令に従って取り扱います。

第23条 印紙代の負担

本契約書作成に係る印紙代は、原本を保有する者が等しい割合で負担します。

第24条 連帯保証人

1.連帯保証人は、お客様が本契約に基づきエプソンおよびTCに対して負担する一切の債務について、お客様と連帯して保証債務を負います。
2.エプソンおよびTCが連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、お客様および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
3.連帯保証人は、エプソンおよびTCの事前の承諾を得たときに限り弁済による代位をすることができます。
4.連帯保証人が法人ではないときは、次の各号が適用されるものとします。
(1) 本条に基づく保証債務の極度額は、サービス期間に係る契約月数×基本使用料金と同額とします。
(2) お客様は、①財産および収支の状況、②主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況、③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容について全て、連帯保証人に情報提供済みであること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、エプソンおよびTCに対して表明し保証します。
(3) 連帯保証人は、お客様から前号の情報全ての提供を受けたことを、エプソンおよびTCに対して表明し保証します。
5.お客様は、エプソンおよびTCが連帯保証人に対して、お客様のエプソンおよびTCに対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

第25条 本契約の変更

1.エプソンおよびTCは、以下の場合、本契約の定めを変更することができるものとします。

(1)本契約の変更が一般的の利益に適合するとき

(2)本契約の変更が本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2.エプソンおよびTCは、前項により本契約を変更する場合は、本契約を変更する旨および変更後の内容とその効力発生日を通知します。なお、前項第2号の場合には、その変更の周知は効力発生日から相当な期間前までに行うものとします。

3.お客様が本契約の変更後も本サービスの利用を継続する場合、お客様は、変更後の本契約の内容に同意したものとみなします。

第26条 特約事項

契約要綱の特約事項は、本契約の一部として適用され、特約事項と本契約の条項が相反する場合は、特約事項が優先して適用されます。

第27条 合意管轄

本契約に関する一切の係争は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第28条 協議

本契約に定めのない事項および疑義のある事項については、お客様、エプソンおよびTCが誠意をもって協議のうえ円満に解決します。

リモートサービスに関する付帯条項

本付帯条項は、お客様がリモートサービスの利用をする場合に適用されます。

第1条 リモートサービスの利用

1.リモートサービスとは、エプソンがインターネット回線等を経由して、本機械の使用状況および本消耗品の使用実績等（以下、総称して機器使用情報）を遠隔で取得するシステム環境を使用し、以下のサービスを提供することをいいます。

(1) 本機械の印刷枚数の自動検針サービス

(2) 本消耗品の使用状況の自動確認サービス

(3) 遠隔操作による本機械の安定稼働サポートサービス

(4) 本機械の使用環境の確認および予防保守サービス

なお、(3)および(4)における遠隔操作に係る機能については対応している機種（以下、対応機種）でのみ、サービス提供可能とします。

2.リモートサービスを利用するにあたり、エプソンまたは販売店は、専用ソフト等のインストールまたは設定作業を実施し、お客様は当該設定作業に必要な情報を提供する等の協力を行うものとします。

3.エプソンは、本機械にトラブルが生じた場合、リモートサービスを利用して本機械および本消耗品の使用状況を遠隔で取得し、本機械の不具合および稼働状況等を確認のうえ、対応機種の場合には、お客様に事前通知の上、本機械のクリーニング、再起動、設定変更、ログの取得等の操作および作業を行うことができるものとします。お客様は、対応機種のリモートサービスの利用により、本機械の利用または印刷状況に影響が生じる場合があることを予め承諾するものとします。

第2条 機器使用情報の共有、管理、利用

- 1.エプソンは、リモートサービスの提供を目的として、機器使用情報を販売店および保守サービス会社と共有して利用することができ、お客様はこれに同意します。なお、機器使用情報には、本機械がスキャンした情報およびプリントしたデータ等の情報は含まれません。
- 2.エプソンは、お客様に対するリモートサービスの提供に伴う本機械の操作、設定の変更作業等の業務について、業務の全部または一部を販売店または保守サービス会社に委託する場合があり、お客様はこれに同意します。
- 3.エプソンは、機器使用情報、ログの取得および管理、並びにリモートサービスの専用サーバーの運営管理を、セイコーエプソン株式会社（以下、SECという）と共同で行います。
- 4.エプソン、SECおよびその関連会社は、機器使用情報を新製品の開発、サービスの充実および向上、将来的な製品の品質改善、本機械で不具合が発生した際の原因解析のため、また末尾の「個人情報のお取扱い」に定める利用目的のために利用することができ、お客様はこれを承諾します。

第3条 リモートサービスの利用停止

- 1.エプソンは、次の各号の事由により、専用サーバーが使用できない場合、お客様に事前通知することなく、リモートサービスを停止する場合があります。
 - (1) 緊急にリモートサービス提供のためのサーバー等の保守、点検を実施する場合
 - (2) リモートサービス提供のためのコンピュータシステムに不良が生じた場合
 - (3) 法律、法令等に基づく措置による場合
 - (4) 通信回線等の障害により、リモートサービスの提供が困難な場合
 - (5) 火災、停電、天災等の不可抗力により配信が困難な場合
- 2.エプソンは、専用サーバーの定期的な点検および通信設備の保守または工事を実施する場合、専用サーバーを停止し、これに伴いリモートサービスの提供を停止する場合があります。この場合、エプソンはお客様に対し、リモートサービスの停止期間を事前通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第4条 免責事項

- 1.エプソンは、リモートサービスを提供したこと、リモートサービスを提供できなかったこと、またリモートサービスの提供を前条に基づき停止したこと等、リモートサービスに関連して、お客様に不利益または損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。
- 2.リモートサービスは、本機械の不具合状況の改善、本機械の点検によるトラブルの未然防止、また本機械の修理前の一次サポート等を目的としてお客様に提供するものであり、エプソンの明示または黙示を問わず、本機械の不具合解消、故障の回復、機器トラブル等の完全な解決を保証するものではなく、またリモートサービスをお客様が利用した結果の保証、並びにリモートサービスの完全性、有効性および正確性について保証するものではありません。

第5条 システム環境のバージョンアップ、仕様変更等

エプソンは、お客様に事前通知することなく、仕様変更、またはバージョンアップ作業を行う場合があります。

第6条 禁止事項

お客様は、リモートサービスの利用にあたり、専用ソフト等について、次の各号の事項を行ってはなりません。

- (1) 逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングその他の手段により、ソースコードを解析するような試みをすること
- (2) 複製、または改変し、専用ソフト等の全部または一部を使用して二次的著作物を創作すること
- (3) レンタル、リース、貸付、再領布すること
- (4) リモートサービスの利用以外の目的で使用すること

第7条 リモートサービスの終了

理由の如何にかかわらず、お客様がリモートサービスの利用を終了した場合、エプソン、販売店または保守サービス会社はリモートサービスを終了する設定作業を実施し、お客様はこれに必要な協力をします。なお、リモートサービスはお客様からの利用終了の申し入れがない限り、継続します。

第8条 本付帯条項の有効期間

本付帯条項の有効期間は本契約と同一とします。

個人情報の収集・保有・利用等に関する同意条項（TC）

本同意条項は、お客様および連帯保証人が「エプソンのスマートチャージ契約」の注文をする際に同意頂く内容です。

第1条 個人情報の収集・利用・保有・提供

1. お客様および連帯保証人（以下、あわせてお客様等）は、本契約（本注文を含む。以下同じ）を含むTCとの取引の与信判断および与信後の管理のため、以下の情報（以下、これらを総称して個人情報）をTCが保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
 - ①所定の契約書にお客様等が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況
 - ②本契約に関する注文日、契約日、契約プラン、契約額、支払回数
 - ③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況
 - ④本契約に関するお客様等の支払能力を調査するためまたは支払途上における支払能力を調査するため、お客様等が申告した資産、負債、収入、支出および過去の債務の返済状況
2. TCがTCの業務（解約手続、コンピュータ処理事務、代金決済事務その他これらに付随する業務等）を第三者に委託する場合に、TCが当該第三者に合理的かつ必要な限度で前項により収集した個人情報を提供することに、お客様等は同意します。

第2条 個人情報の提供・利用

お客様等は、必要な保護措置を講じた上で、TC が以下の第三者に対して以下の個人情報を提供すること、および当該第三者が提供の趣旨に従った以下の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

- (1) 提供する第三者 債権管理回収業に関する特別措置法に定める債権回収会社である以下の会社
- (2) 第三者の利用目的 TC から譲り受けまたは委託を受けた本契約に基づく債権の管理・回収を行うため、および本契約に基づく債権を譲り受けた管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
- (3) 提供する個人情報 (2) の利用目的の達成に必要な範囲。

| 名 称 | 住 所 | 電話番号 |
|------------------|------------------|--------------|
| オリファサービス債権回収株式会社 | 東京都新宿区大久保 1-3-21 | 03-6233-3480 |

第3条 個人情報の開示・訂正・削除

1. お客様等は、以下に定める通り、TC に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。TC に開示を求める場合には、第8条記載の窓口にご連絡下さい。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、TC のホームページにてお知らせしております。
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、TC は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第4条 本同意条項に不同意の場合

TC は、お客様等が本契約の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約を断ることがあります。ただし、第2条に同意しない場合でも、これを理由に TC が本契約をお断りすることはありません。

第5条 利用・提供中止の申出

本同意条項によって同意を得た範囲内で TC が個人情報を利用、提供している場合であっても、お客様等から中止の申出があった場合は、TC は、それ以降の TC での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第6条 本契約が不成立の場合

本契約が不成立の場合でも本サービスの注文をした事実は、第1条に基づき、当該契約の不成立の事由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第7条 条項の変更

TC は、法令に定める手続により、必要な範囲内で本同意条項を変更することができるものとします。

第8条 問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除のお客様等の個人情報に関するお問合せや利用・提供中止の申出等の窓口は、以下の通りです。

【お問合せ窓口】東京センチュリー株式会社(<http://www.tokyocentury.co.jp/>)

〒101-0022 東京都千代田区神田練塀町3番地 富士ソフトビル 電話番号 03-5209-5146

個人情報のお取扱い(エプソン)

[利用目的]

お客様の個人情報は、本サービスの提供およびセイコーエプソングループの製品・サービスに関する情報提供のために利用します。また、本契約の情報および本契約に基づき収集した機器使用情報については、市場調査や環境分析等のため、個人を識別・特定できない形式に加工した統計データや資料を作成し、書面や各種媒体、WEB サイト等で公表する場合があります。上記利用目的の範囲内で、エプソンから業務委託先にお客様の個人情報の全部または一部を委託する場合があります。エプソンの個人情報の取り扱いについては、エプソンのホームページをご確認ください。corporate.epson/ja/privacy/

[お問合せ先]

お問い合わせフォーム：epson.jp/privacy-info/

受付時間：9：00～17：30（土、日、祝、エプソン指定休日を除く）

※受付時間外に着信したお問い合わせにつきましては、翌営業日の確認となります。

以上

(A1_2025003746) 類型A-D【202511】